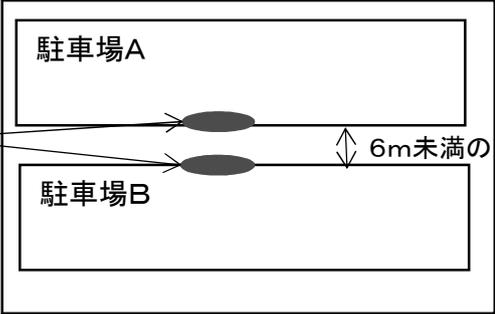
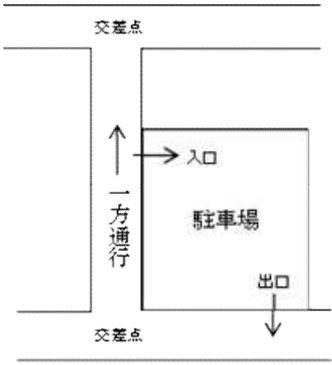


駐車場関係施策に関する質問への回答等

番号	意見、質問等	回答
1	<p>(1) 駐車場法施行令第7条第1項第3号では自動車の駐車の用に供する部分の面積が6000㎡以上の路外駐車場にあっては、縁石線又はさくその他これに類する工作物により自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されている場合を除き、自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿って10m以上とすることと規定されておりますが、交通量が少ない道路、車線の往復分離ができない幅員の道路など、多様な道路状況がある中でいかなる道路状況においても出口と入口を分離し、10m以上の離隔としなければならぬと解釈すべきなのかご教示願います。当市としては、出入口の分離は、道路状況によっては道路通行車両と駐車場から出入する車両との交錯箇所が増加し、逆に安全上問題が生じる場合があると考えております。</p> <p>(2) また、上記の除外規定として駐車場法施行令第7条第4項では、自動車の出口又は入口を道路内に設ける場合における当該自動車の出口（出口付近を含む。）又は入口については、適用しないと規定されているところですが、駐車場法の逐条解説によると、道路内に自動車の出入口が設けられる場合は、交通広場、駅前広場、あるいは広幅員道路に地下駐車場の出入口が設けられる場合と記載されております。当該除外規定は、この3パターン以外には適用されないと理解してよろしいかご教示願います。</p>	<p>(1) 現行の規定では、入出庫車両の錯綜を防ぐ観点から、10m以上の離隔の確保必要であると考えます。</p> <p>(2) 駐車場の出口及び入口が道路内に設けられる場合であれば、この3パターン以外でも適用されるものと考えます。</p>
2	<p>古い年代に建築された立体駐車場について、駐車マスや車路幅について利用者の利便性を考えた改修（全面的に構造までの改修ではない）を実施するにあたって、建物の構造上の問題（柱が中途半端な場所にあたりなど）により技術的基準を100%クリアできない届出若しくは相談があった場合、どのように取り扱えばよいか？</p> <p>※技術的基準不適合駐車場を整備検討するにあたり、どうしても基準に沿わない整備も可能か？（例えば、車路幅が技術的基準どおりに若干とれないなど。この場合、駐車マスの寸法を軽自動車専用にしてまで車路幅を確保しなければならないか？）</p> <p>※駐車マス・車路の見直しだけを行うようなものであっても、「法令や技術的基準によらなければならない」とある以上、基準の中にあるそれ以外の項目（換気装置や照明装置他）についてもその際一緒に適合させるようにしなければならないか？</p>	<p>路外駐車場を利用する自動車の安全及び道路交通との調整を図る観点から、駐車場法施行令に規定された基準への適合が必要であると考えます。</p>
3	<p>駐車場施行令第13条照明装置について、建築物の屋上部を駐車場として使用する場合、屋上部は建築物内ではないため平面駐車場と同様であるとも考えられるので、屋上部に必ず第13条を適用しなければならないか。</p>	<p>照度を保つために必要な場合は、屋上部であっても、照明装置を設ける必要があると考えます。</p>

番号	意見、質問等	回答
4	<p>駐車場法施行令第7条（自動車の出口及び入口に関する技術的基準）のうち、第1項第1号ホ「幅員が6メートル未満の道路」の運用について</p> <p>上記について、駐車場法第11条の適用を受ける駐車場（駐車のために供する部分の面積が500㎡以上のもの）のうち幅員6m未満の道路にしか接していない駐車場の場合、当会議質問回答集を運用の参考として、出入口を設ける道路については「交通処理の可能となる交差点から交差点までの区間を6m以上」とするよう求めています。</p> <p>ただし、以下のように周辺の状況によっては画一的な対応をすることが不合理となる場合もあるため対応に苦慮しています。</p> <p>1) 既存の道路を拡幅することで集落内に車を誘導する恐れがある場合 2) 6m未満の道路を挟んだ別の駐車場への連絡用に出入口を設ける場合</p> <p>道路管理者や地元公安との調整がとれた場合、この基準の運用を緩和することはできないでしょうか。</p> <div data-bbox="320 943 1233 1283" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>2)の補足</p> <div style="display: flex; align-items: center; gap: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 200px;"> <p>道路管理者や公安と協議が整った場合、駐車場Aから駐車場Bへ移動するための連絡用出入口を設けることはできないでしょうか？</p> </div>  </div> </div>	<p>現行の規定では、緩和できないものと考えます。</p>
5	<p>駐車場法施行令第7条第1項第1号において、駐車場の出入口は、幅員6m未満の道路に設けることが禁止されています。第25回全国駐車場政策担当者会議質問回答集では、「駐車場出入口を設ける道路とは、交差点から交差点までの区間を対象にすることが必要と考えています。」と示されていますが、下図のように、一方通行道路に駐車場入口が設置されている場合、駐車場出入口を設ける道路を、交差点から交差点までの区間ではなく、駐車場への出入りを含めた一定の交通の流れを円滑に処理することが見込まれる区間として、交差点から入口までの区間であると考えられることは可能でしょうか。</p> <div data-bbox="300 1709 632 2074" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;">  </div>	<p>ご指摘のようなケースでは、6m以上の道路幅員の確保が必要である範囲を交差点から駐車場入口までとすることも考えられますが、一方通行は交通規制によるものであり、その担保性が不透明であると考えられるため、公安委員会と別途協議されることが望ましいと考えます。</p>

番号	意見、質問等	回答
6	<p>附置義務駐車施設に関して、百貨店その他店舗に当たる用途の建築物に対して、駐車場法に基づき策定された各都市駐車場条例（以下「条例」とする。）により、駐車施設の附置義務が発生するとともに、大規模小売店舗立地法（以下「大店法」とする。）に基づく駐車場の設置が義務付けられていることから、事業者からすれば、二重行政とも捉えられる手続を行っていることとなります。</p> <p>また、駐車場法解説【改訂版】（平成17年出版）によると、駐車場法では負担の公平性から、駐車需要の起因を作る建築主において、駐車施設の一部を負担させることが適切であることから附置を義務づける規定をしているとあります。大店法では、一般的に条例による附置義務台数以上の駐車場を確保する必要があるため、大店法による駐車場確保において、駐車場法による駐車施設の附置義務が担保できるものとも考えられます。</p> <p>以上を踏まえて、条例の改正により、百貨店その他店舗については、大店法の届を出すことによって条例の届が終えたものとみなす又は附置義務の対象外施設とすることを考えた場合、駐車場法及び関連法令等において、法上の不整合や問題等があるか御教唆願います。</p>	<p>駐車施設の附置義務は各地方公共団体の条例で規定されるものですので、各地方公共団体において適切に判断すべきものと考えます。</p> <p>条例の制定に当たり、関係法令との調整が必要である場合には、必要に応じて、各地方公共団体の関係部局等と連携・調整願います。</p>
7	<p>本市では、大型施設（ホール等）に付属する附置義務駐車場の建替えを検討していますが、施設を稼働させた状態で駐車場だけを建替えるため、建替期間中の附置義務駐車場確保に苦慮しております。</p> <p>つきましては、建替期間中、代替の附置義務駐車場を必ず確保する必要があるのか（確保する場合、膨大な費用が必要）、また、物理的に附置義務の台数を確保できない（代替駐車場用地が周辺にない等）場合の対応について、ご教示願います。</p>	<p>各地方公共団体の附置義務条例にもよりますが、一般論として、駐車場の建替え期間中であっても、施設が稼働していれば駐車需要が発生するため、周辺道路における路上駐車や交通渋滞を引き起こすことの無いよう、必要な措置を講じるべきと考えます。</p>
8	<p>附置義務条例における交差点内における出入口設置の取扱いについて、他都市の状況等を把握していましたら、ご教示願います。</p>	<p>附置義務条例が制定されている198市区町村を対象に調査（平成27年2月実施）しましたところ、以下の結果となっています。</p> <p>○交差点内における出入口設置の取扱いについて 規定あり 26市区町村 規定なし 172市区町村</p>
9	<p>平成26年8月1日国都街第56号通知の標準駐車場条例第30条第2項の規定により認定を受ける場合は、あらかじめ申請書を市長に提出しなければならないとなっておりますが「あらかじめ」の時期はいつと考えればよいでしょうか。</p> <p>本市では新築等の建築確認申請が必要な場合、確認申請までに認定が必要と判断しております。</p>	<p>各地方公共団体において適切に判断願います。</p>
10	<p>路外駐車場が一般公共の用に供するかどうかの判断において、物流倉庫・来客用駐車場がある工場等、利用対象者が会社関係などに限定される場合はどうなるのでしょうか？</p>	<p>駐車場の利用者を当該工場の利用者に限定し、その他の者の利用を排除している場合以外は、一般公共の用に供されているものと解されます。</p>
11	<p>駐車場法に基づく駐車場（規模500㎡以上）で、敷地内施設利用者のみが使用する駐車場は届出の対象外となりますが、施設営業時間外に臨時的に有料で一般公共の用に供する場合、駐車場法の届出が必要となるのでしょうか。</p>	<p>一時的又は短時間であっても、駐車場法第12条の要件に該当するのであれば、届出が必要となります。</p>

番号	意見、質問等	回答
12	<p>路外駐車場に該当しない専用駐車場について、一般の利用を排除しない限り、それは「一般の公共の用に供する」と解されると解説本にあります。</p> <p>駐車場管理者が専用駐車場であると主張する限りは、完全な排除ができていないと見受けられなくとも、それは専用駐車場で構わないのでしょうか。</p> <p>それとも行政側が指導を行うべきなのでしょうか。</p> <p>指導するのであれば、路外駐車場として手続きを促すのか、それとも専用駐車場として一般利用排除を促し、それをどこまで徹底すべきなのか、考え方を示して頂けないでしょうか。</p>	<p>駐車場の利用者を限定し、その他の者の利用を排除している場合以外は、一般公共の用に供されているものと解されます。</p> <p>駐車場法第12条の要件に該当しているにも関わらず、届出を怠っている場合は、まずは駐車場管理者に対して関係条文を情報提供し、届出を促すことが適当と考えます。</p>
13	<p>事業者から、駐車場法に基づく届が不要となる専用駐車場について、都市により取り扱いが異なることを指摘を受ける又は何をしたらよいか具体例を提示して欲しいとの問い合わせもあり、返答に苦慮している場面があります。</p> <p>本担当者会議において、過去から一般公共の用に供するかどうかの判断において、専用駐車場とみならず場合の具体例としては、管理人等が一般の利用を排除していることが挙げられていますが、この他に具体例をいくつか示していただくことはできないでしょうか。</p>	<p>一般公共の用に供されていない場合とは、駐車場の利用者を限定し、その他の者の利用を恣意的に排除している場合を指します。</p> <p>具体的には、出入口に管理人等を置き、一般の利用者を排除している場合などが挙げられます。</p> <p>その他の場合については、駐車場の管理・運営の状況等に鑑み、各地方公共団体において個別に判断していただく必要があります。</p>
14	<p>駐車場法解説（改訂版）によれば、「一般公共の用に供する」と解されない駐車場については、専用駐車場との明示に加え、例えば駐車場の出入り口で管理人等が一般の利用を排除しているなどといった例示がなされているが、例示以外で具体的にどのような運用を行えば、厳密に建物の利用者のみ利用に限定されていると解することができるか事例をお示し願いたい。（例えば、専用駐車場の明示と管理規定のみでも可能であるか。）</p>	<p>専用駐車場と明示し、管理規程において駐車場の利用者を限定する旨が規定されている場合であっても、その他の者の利用を恣意的に排除することができない場合は、一般公共の用に供されているものと解されます。</p>
15	<p>ひとつの施設において、複数の路外駐車場が設置される場合の取扱いについてご教示願います。</p> <p>例) 大規模商業施設等において、第一駐車場、第二駐車場と隔地に複数の駐車場を設置する場合</p> <p>設置される各駐車場の駐車マス面積が500㎡を超える場合、それぞれの駐車場について、法11条に定める技術的基準への適合及び法12条に定める設置の届出が必要となるのでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、各駐車場ごとに駐車場法第11条に定める技術基準への適合義務及び第12条に定める届出義務が生じます。</p>
16	<p>路外駐車場設置届出書について、「附帯業務のための施設」を記述させている理由と記述すべき項目（事例）を教えてください。例えば、自動販売機や電気自動車の充電機械などの場合は当該欄に記述すべきでしょうか？</p>	<p>管理規程において、路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要に関する事項を定めることとされており（駐車場法施行規則第3条第2号）、その内容を届出書にも記載することとしています。</p>

番号	意見、質問等	回答
17	<p>公営駐車場において指定管理者制度を導入し、利用者ニーズに対応した質の高いサービスの提供に努めています。</p> <p>そのような中で、長期滞留車両への対応が問題となっています。長期滞留車両を放置することは、駐車場の収入に影響するだけでなく、放置することにより利用者が安心して利用できる環境（治安面）ではなくなることから、早急な対応が重要であり、当該車両の移動・出庫手続き、ルール化について検討していく必要があると考えています（どこまでを指定管理者の責務で対応を依頼し、どこからが施設所有者としての責務で対応すべきかなど）。</p> <p>つきましては、指定管理者制度を導入されている駐車場において、長期滞留車両の移動・出庫手続き、ルール化を検討している、又は実施している事例がございましたら、ご教示ください。</p>	<p>附置義務条例が制定されている198市区町村を対象に調査（平成27年2月実施）しましたところ、以下の結果となっています。</p> <p>○指定管理者制度が導入されている駐車場において、長期滞留車両の移動・出庫手続きについて</p> <p>ルール化している 29市区町村</p>